

藤枝市農業委員会 令和7年12月総会議事録

- 1 総会日 令和7年12月16日
- 2 総会場所 市役所西館5階 大会議室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

〈議事日程〉

(1) 開 会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地の形状変更届について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

報告第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

報告第7号 ふじえだゼロから農業エントリー認定者について

(4) 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請に対する交付について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

4 出席農業委員

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 番 西形 彰 | 2 番 瀧下 貞一郎 | 3 番 池野 知司 |
| 4 番 前島 豊 | 5 番 松村 節生 | 6 番 臼井 郁夫 |
| 7 番 海老名 正和 | 8 番 松浦 久美子 | 9 番 山川 智己 |
| 10 番 岡村 政子 | 11 番 大畑 富久 | 12 番 森田 ふさ子 |
| 13 番 上山 優 | 14 番 石橋 正敏 | 15 番 田森 喜治 |
| 16 番 熊切 朝男 | 17 番 杉村 金光 | |

(推進委員12名出席)

5 欠席委員

推進委員 中村 銀樹 推進委員 大畑 政典

6 出席職員

局長 永井 克俊 主 幹 洪谷 香里
主 幹 永田 祐加 主任主査 黒滝 一 主 事 山口 晏侍

7 説明のため出席した者

なし

13:00～

《総会の成立宣言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

それでは本日の欠席者は、農地利用最適化推進委員の中村銀樹委員と大畑政典委員です。
農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条
第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは会長よろしく申し上げます。

13:00

議 長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和7年12月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。

8番 松浦 久美子 委員

12番 森田 ふさ子 委員

の両名を指名します。

【報告】

議 長 それでは、報告案件の報告第1号から第7号までの案件を、一括して事務局から
報告します。

(事務局説明)

はい、ありがとうございました。

議 長 それでは、4ページの報告第2号「農地の形状変更届けについて」地区の代表委
員から説明をお願いします。

議 長 7番について瀬戸谷地区の代表委員から説明をお願いします。

(瀬戸谷地区 委員 説明)

議 長 8番について稲葉地区の代表委員から説明をお願いします。

(稲葉地区 委員 説明)

議 長 それでは、以上の報告事項について、ご意見、ご質問等はございませんか？
（質疑なし）
ないようですので、次に進みます。

【議事】

議 長 それでは議事に入ります。
議案第 1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は2件です。議案集22ページです。
議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
（事務局説明）
議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
39番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
（葉梨地区 委員 説明）
40番について、大洲地区の委員の方をお願いします。
（大洲地区 委員 説明）
議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
（質疑なし）
ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第1号は、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手でお願いします。
（挙手 多数）
議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第 2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は1件です。議案集23ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
（事務局説明）

議 長 事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
4番について、高洲地区の委員の方をお願いします。
（高洲地区 委員 説明）

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
（質疑 なし）

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第2号は、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手でお願いします。

(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第 3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。申請は5件です。議案集24ページです。それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
42番について、広幡地区の委員の方をお願いします。
(広幡地区 委員 説明)

議 長 43番について、西益津地区の委員の方をお願いします。
(西益津地区 委員 説明)

議 長 44番について、高洲地区の委員の方をお願いします。
(高洲地区 委員 説明)

議 長 45番・46番について、大洲地区の委員の方をお願いします。
(大洲地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

委 員 すみません。43番ですね。これ貸駐車場って話で書いてあるんだけど、現場へ出向くための駐車場置場として賃貸したいって、現場に行くって現場は他にも移るとするもので、これは一時転用みたいな感じなのかと感じてたんですが、これきっと貸駐車場として使うってことでいいんでしょうか？

議 長 これは西益津ですけど、私が聞いている限りは職人の従業員の方が、朝そこに集合して自分の車を置いて1台の車にまとまって現場に、現場も色々移動すると思いますが、そちらへ向かうと聞いております。何台も現場に行くと現場には置場がないので、たぶんそのことだと思えますけども、それでよろしいでしょうか？

委 員 はい、貸駐車場ってことが気になったもので、本当だったら申請者がこの長男さんがやれば、一番形的には問題なくて貸すっていうよりも自分の会社の一連の駐車場になるってことになると思うんですが、申請者がお母さんでその息子さんの会社の運営にあたって現場に行くための一時的な駐車場になる。それが貸すとかっていうのがちょっと理解に・・ちょっと事務局に聞きたいんですけど。

事務局 あの現場のっていうのは、会長がおっしゃったように、今は静岡の方に駐車場があってそこに車を置いて、そこにみんなが集まってそれぞれ乗り込んで西の方や東の方に行っているそうですが、それを今度こちらの方の駐車場に集まって、何人かで乗り合わせで行く拠点としたいということになっております。

今●●さんがおっしゃられたように、本来ならこの事業者、今すぐこの会社の名前が出てこないのですが、その息子さんが経営する会社がそうやって利用したいので、その息子さんの会社がこの土地を購入して申請してもらいたいのです。

けど、それをお母さんが土地を購入して息子さんに貸すって形での申請だったので、間を通ってしまうので、それについては県の農地調整課にそういう申請ですけどもってことで確認したんですが、それをもって不許可にするのは出来ませんよという回答だったので、今回この申請をそのまま受けた形になっております。

議長 よろしいですか？たぶんお母さんが、息子さんに貸すってことはその息子さんが貸借金、税制上お母さんに借賃を払ったほうが、税務上得なんですね。自分が借りて借賃をお母さんに払って、本来なら本人が申請するべきところを税務上のことじゃないかなって私はみたんですけどね。たぶんそうじゃないかなって、このやり方だと。そういう風に私は解釈しております。よろしいですか？それから私の方からひとつ聞きたいと思います。ちょうど●●委員が44番について、●●●●●●さんが借りたと？

委員 借りたんじゃなくて買う。

議長 これ買うんですよね。じゃあ私の聞き間違いですね。

委員 そうです。探していて、ちょうどあるんだったら買いたいってことで、買います。

議長 はい。わかりました。

他に質問等ございませんか？

(質疑 なし)

議長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第3号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手でお願いします。

(挙手 多数)

議長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議長 議案第4号「非農地証明申請に対する交付について」を議題とします。申請は3件です。議案集26ページです。

それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

議長 24番について、瀬戸谷地区の委員の方をお願いします。

(瀬戸谷地区 委員 説明)

議長 25番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

議長 26番について、岡部地区の委員の方をお願いします。

(岡部地区 委員 説明)

議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第4号は、交付することに、賛成の方は挙手
でお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議
題とします。農地中間管理事業による促進計画は18件です。
議案集27ページです。

なお所有権移転はありません。

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があれば
お願いします。

(説明がなければ)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はありませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑等を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第5号について意見なしとすることに賛成し
ていただける方は挙手でお願いします。

(挙手)

それでは、賛成多数ですので意見なしで公社に報告します。

議 長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。

議 長 これで、藤枝市農業委員会 令和7年12月総会を閉会とします。

～14:40

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人